

# 名古屋市教育委員会定例会

平成 28 年 12 月 12 日  
午後 4 時 00 分  
教育委員会室

## 議 事

- 日程 1 第 25 号議案 平成 28 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について
- 日程 2 第 26 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程 3 第 27 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について
- 日程 4 第 28 号議案 教職員人事について

## 出席者

杉 崎 正 美 教育長  
小 栗 成 男 委 員  
野 田 敦 敬 委 員  
船 津 静 代 委 員  
梶 田 知 委 員  
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 25 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りをいたします。

本日の議事日程第 2 第 26 号議案「名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」から議事日程第 4 第 28 号議案「教職員人事について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づいて、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても、非公開としたいと思います。いかがでございましょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、日程の第 1 第 25 号議案「平成 28 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(相川教職員課長)

第 25 号議案「平成 28 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針」について、ご説明申し上げます。

この基本方針は、本年度末におきます名古屋市の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教員及び小・中・特別支援学校の事務職員、栄養教諭、栄養職員の異動を行うにあたり、その基本的方針並びに実施方針を定めるものでございます。

年度末人事異動は、資料の冒頭に掲げておりますように、市の現状を踏まえ、市民の大きな期待と信託にこたえ、学校教育の一層の充実と発展を図るために実施するものでございます。

まず、Ⅰの基本的方針として、1 清新の気の流入・教育意欲の高揚、2 公正かつ適正な異動・人事の刷新、3 人材を登用し、学校教育の活性化、4 適材適所・教職員構成の均衡等を掲げさせていただきました。

Ⅱの実施方針には、校園長、教頭、教員の新任及び転任、事務職員、学校栄養職員の配置及び転任について、その実施にあたっての基本的な考えを示しております。

はじめに、(1)の新任の校園長、教頭ですが、登用にあたりましては、(ア)教育的識見・包容力、(イ)経営管理の才幹・指導力、(ウ)洞察力・対処能力、(エ)健康・信頼と敬愛を受けるに足る資質を評価して登用してまいりたいと考えております。

具体的には、1 枚はねていただきまして、参考資料の 1 をご覧ください。ただ今の基本方針を受け、校園長、教頭には、それぞれの役職の特性から、登用に際しまして、重点課題に書いてございますように、学校を取り巻く現状を把握し、課題解決の方法を策定・実施して学校運営を推進する能力をもった管理職及び若手と女性管理職の登用を図ってまいりたいと考えております。

任用に当たっての手順でございますが、図に示してあるような流れで登用をしてまいります。任用審査を経た候補者を名簿に搭載し、搭載されたすべての候補者について、指導室指導主事、教職員課管理主事の情報をふまえ、教職員課において一次選考を行い、さらに、学校教育部長以下によるヒアリングを経て、教育長調整ののち、教育委員会におきまして、ご審議をいただくという流れでございます。

裏面には、昨年度の実績を載せさせていただきました。校園長の新任が 81 名、括弧数字が、転任をしたものでございます。校長から校長へというような転任でございま

す。これが 60 名でございます。今年度末の校園長の退職者数は、一番下に掲げてございます。基本的にはこの数、退職が抜ける分だけ、新たに登用されるというような数になってまいります。

続きまして、若手、女性登用の実績も若手管理職、女性管理職というように数の対応を載せさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。それでは、申し訳ありませんが、基本方針の方に戻ってご覧ください。1 のマル 2 の教員の新任については、計画的に、適材を適所に配置したいと考えております。

次に、(2) の転任ですが、管理職、一般教員のいずれも人事の刷新を眼目として適材適所の配置に努め、職員構成の均衡と、学校教育の活性化による一層を図るよう留意してまいりたいと考えております。(2) マルの 2 アにありますように、小・中・特別支援学校の教員は、同一校に引き続いて 8 年在職している者を配置換えいたします。

裏面をご覧ください。2 番の方ですが、事務職員につきましては、(1)にあるように、係長級の職員とそれから、係員段階事務職員、(1)と(2)とありますが、これはですね、これまで事務職員というのは一括でございましたが、権限移譲に伴いまして、新たに係長級事務職員を新設いたしました。それに伴いまして、係長級事務職員、(2)が係員段階の事務職員ということで、それぞれ配置、定員が改定されます。特に、係長級事務職員は、小学校、中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域を均等に 11 ブロックに分けて配置するように努めてまいります。特別支援学校については、全校に配置してまいります。

2 の(2)の係員段階事務職員は、従来事務職員でございますので、一校に引き続き 5 年在職している者は配置換えしてまいります。栄養教諭につきましては、学校栄養職員に準じてまいりたいと考えております。

それでは、具体的に、教員の異動つきまして、参考資料のマル 2 番をご覧ください。取組重点に書いてございますような点で、生徒指導や学力・体力の向上、特別支援教育等、各学校の課題につながる人材配置を進めてまいりたいと考えております。

それから、人事異動の手順でございますが、異動者の希望を踏まえた校長の意見具申を参考に、地域、校種等を勘案して配置換えを行ってまいります。

参考資料の裏面をご覧ください。教員の異動規模等の数値が書いてございます。昨年度の異動規模は、1,782 人が異動をしました。今年度につきましては、昨年度とほぼ同数くらいの異動規模になるというふうに考えているところでございます。

続いて、3 番の事務職員、栄養教諭・学校栄養職員でございますが、学校間連携のブロック、食に関する指導等の課題を踏まえて異動を進めてまいりたいと考えております。

以上基本方針について説明させていただきました。

最後に参考資料のマル 3 番をご覧ください。これらは人事異動基本方針に基づき、人事異動の具体的な進め方を定めた実施要項でございます。1 枚目が、小・中・特別

支援学校のもので、教員、事務職員、学校栄養職員の配置換えの期間や方法等をより具体的に定めたものです。この中では、2番の事務職員のところをご覧ください。この(1)でございますが、先ほど基本方針の方で、同一校に引き続き5年在職している者は配置換えするというふうに書いてございますが、ここのなお書きですね、「なお、28年度末に限り、特に希望する場合は、さらに1年間在籍することを可能とする。」ということで、28年度末にかけまして1年ですね、この異動を希望があれば、延ばすということをしました。

何故かと言うと、権限移譲で、事務職員達の負担が非常に大きくなるということが予想されますので、事務職員に限り、ここ1年延ばしていきたいと考えます。ここが普段と違うところでございます。

それから、続いて、高校、幼稚園の要項が載っております。教職員の異動は、各学校における適切・円滑な学校運営、子供たちへの教育活動に直接関わるものでございますので、公正かつ適正に、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

この基本方針がお認めいただけましたら、このあと記者クラブに資料提供をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問あればお願いいたします。

(野田委員)

今、最後のところで、なお書きのところは、とても大事なことで、この方向で進めていただきたいなと思っております。

それから、あと2点ですけれども、例えば、法律が変わりまして、特別支援学校の先生は、特別支援の免許を持っていないといけないと。で、3年後ぐらいまでにそれは実行しなければいけないということで、ちょっと県の方、県教委の方がバタバタしている状況を耳にしましたが、市の方は、適材適所に配置するというで書かれておりますけれども、4つですかね、特別支援学校ありますけれども、大丈夫なのかということと、それから、もう一つ、参考資料1の裏面にですね、新任の27年度の新任の校長先生が81人で、今年退職されるのは72だから、来年は72になるんですよ。ちょっとずつこれ、校長先生になる数は減る傾向にあるのかどうか。2点。

(相川教職員課長)

まず、1点目のご質問でございますけれども、委員の言われるように、特別支援学校には、特別支援学校の免許が必要となってまいります。我々はですね、特別支援学校の採用にあたっては、特別支援の免許を持っているということを条件に採用をしておりますので、県と比べてその点については、名古屋市の方は、段階的に免許を持って

いる率は高めてきているということです。しかしながら、すべての免許を保有できる状況というのは、現段階では至っていないので、現在ですと、6割、7割程度ということで、計画的に高めていく必要が名古屋でもあるということです。

校長先生の数でございますけれども、その年度によりまして、退職する数が違いますので、今年度は、昨年度より少ないということは事実でございますけれども、その後は、来年、若干減りまして、またその次ちょっと増えるということで、ずっと減り続けるという傾向ではないというふうに考えております。

(杉崎教育長)

1点目の話は、そうすると今は、持ってない人は、持ってなくても大丈夫ということですか。

(相川教職員課長)

持ってない人は、免許を取得する必要があると思いますので、今、指導室の特別支援の主幹と相談しながら、どのように取得することができるのか、研修に行ったりですね、講習を受けたりするということで、免許を取得していく必要はあると考えております。

(杉崎教育長)

先生が研修に行ってしまうと、穴が空くけれども、その辺は工面されるのですか。

(相川教職員課長)

基本的には、長期休業中とか夏休みとか、そういうところでの、短期的なところで単位を取得して進めるということを念頭に置いているところでございます。

(野田委員)

県の方は、3年間で900人、取らせないとやっていけないということで、認定講習をどんどん増やしてくれということで要求もありますので、市はそういうように積極的に採用してみえて、配置してみえて、6、7割ならなんとかなりそうだなと、安心しました。

(船津委員)

参考資料でいうとマル1になると思うのですけれども、ちょっと仕組みが分からないのでお尋ねしたいのですが、この校園長さんの試験があるじゃないですか。登用試験。教員の方にはそういうのがあると思うのですけれども、例えばこれ1次選考で落ちたりすることがあるわけですよ。あるんですかね。ありますか。ありますよね。

名簿登録、その前のところで、任用候補者選考審査とか、口述面接とか、記述があって、名簿登載というのは、そこで合格しないと名簿には登載されないということですよ。

(相川教職員課長)

まずですね、この任用候補者選考審査では、全員が評価を受けて、名簿には登載されます。その後、面接とかですね、様々な情報を経て、1次選考という形で、振り分けていって、その中から今年度、昇任させる候補を絞り上げていくという、第1回目の選考を行います。また、その後から、第2回目の選考を行って、最終的な昇任候補者をいうことで、このはじめの任用候補者審査で、落ちてしまうということではなく、成績等を名簿に載せていくという形でやっております。

(船津委員)

ありがとうございます。気になったのは、今回のこれとは違って、ちょっと気になったのは、この選考の結果、何があかんかったのかというのは、本人にはフィードバックはあるのですかね。

(相川教職員課長)

特にですね、成績が思わしくない者につきましては、次年度、我々が年間2回直接学校に行きまして、面接を管理主事がしておりますので、その中で聞き取りをしたり、助言をしたりして改善するようにしているところでございます。

(船津委員)

ありがとうございました。安心しました。この能力のある管理職を増やすということを考えると、受けた本人が、何を努力したら次に上がるのかということが、大事なと思うので、今お話しがあったように直接行かれて指導されて、ご本人の目標ができるのは大変いいかなと思いましたので、安心しました。ありがとうございました。

(杉崎教育長)

他はよろしいでしょうか。それでは他にご意見もないようでございますので、日程第1第25号議案「平成28年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 2 から第 4 は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 4 時 31 分終了